

尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 群馬らしい学びにより始動人の輩出を目指すとともに、群馬の魅力を広く県内外に向けて発信することを目的として、尾瀬及び芳ヶ平湿地群の自然環境や観光資源の魅力を生かした学びと体験により、群馬県内外の小中学校等が実社会での課題解決に生かす教科横断的なSTEAM教育を実践する場合、又は、群馬県内外の社会教育関係団体が主催し、小中学生が実社会での課題の解決策について主体的に考える活動を実施する場合、群馬県知事（以下「知事」という。）はその経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「補助対象事業」とは、補助金の交付対象となる事業をいう。
- 2 この要綱において「補助事業者」とは、補助対象事業を実施するものをいう。
 - 3 この要綱において「補助対象経費」とは、補助金の交付対象となる経費をいう。
 - 4 この要綱において「小中学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいい、学校設置会社により設置された学校は含まない。
 - 5 この要綱において「小中学生」とは、前項の小中学校等に在学する児童又は生徒をいい、学校設置会社により設置された小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に在学する児童又は生徒を含む。
 - 6 この要綱において「社会教育関係団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条の規定により補助金の交付を受ける社会教育関係団体又はその団体に加盟する社会教育関係団体であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - (1) 組織体制等が明らかな規約等を有すること。
 - (2) 事業を適正に執行できる体制及び能力があると認められること。
 - (3) 会計経理が明確であること。

(補助対象者等)

第3条 補助対象事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付申請)

第4条 規則第4条の規定によりこの補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定前の着手)

第5条 事業の着手は、原則として規則第5条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に着手する必要があるときは、事前着手届出（様式第2号）を知事に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があったときは、審査の上、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第7条 補助事業者は、次に掲げる補助対象事業の変更について知事の承認を受けようとするときは、規則第9条第1項の規定に基づき、変更等承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の計画の変更
- (2) 補助対象経費の変更
- (3) 補助対象事業の中止又は廃止
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 規則第9条第1項第1号に規定する「知事があらかじめ認める軽微なもの」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、その割合が20%を超えない場合
- (2) 補助対象経費の減額で、その割合が20%を超えない場合

(目的外使用の禁止)

第8条 この補助金は、別表に掲げる補助対象経費以外に使用してはならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第11条の規定に基づき、補助事業完了後遅滞なく、実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(調査)

第10条 知事は、規則第18条の規定に基づき、必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は職員をして必要な調査をさせることができる。

2 補助事業者は、前項の報告の徴取又は調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助対象事業等の遂行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（要綱第3条関係）

	補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助金額（補助率及び補助限度額）
補助事業者の主たる所在地が群馬県内にある場合	小中学生を対象に実施する次のいずれにも該当する事業とする。 (1) 小中学校等又は社会教育関係団体が実施するものであること。 (2) 小中学校等が実施する場合は、実社会での課題解決に生かす教科横断的なSTEAM教育を実践するものであり、社会教育関係団体が実施する場合は、実社会での課題の解決策について主体的に考える活動を実施するものであること。 (3) 次のいずれかの対象地域において、1グループ当たりの小中学生の数が概ね8名程度である各グループに、一定の要件を有するガイド（以下「ガイド」という。）を帯同して自然の中で体験活動を行うものであること。ただし、1グループ当たりの小中学生の数は、ガイドが確保できない等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 ①尾瀬国立公園（以下「尾瀬」という。） ②芳ヶ平湿地群（以下「芳ヶ平」という。） (4) ガイドによる事前学習を実施するものであること。 (5) 学習成果を外部へ広く発信するものであること。	補助対象事業を実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 市町村 (2) 学校法人及び国立大学法人 (3) 社会教育関係団体	補助対象事業(3)及び(4)の実施に要する次の経費とする。 (1) ガイド料（ガイドによる事前学習経費等を含む。） (2) バス借上料（燃料費、有料道路使用料、駐車料を含み、バスガイド料は含まない。） (3) 上記(1)(2)のキャンセル料 (4) その他知事が必要と認める経費	次により算出した額の合計に2分の1を乗じた額以内とする。ただし、補助事業者が主として所在する市町村が、当該年度の12月31日までに「ぐんま5つのゼロ宣言」を行ったか、又は行う予定のときは、3分の2を乗じた額以内とする。なお、市町村が、当該年度の12月31日までに「ぐんま5つのゼロ宣言」をしなかったときは、2分の1を乗じた額以内とする。 (1) ガイド料は、ガイド1名当たり23,000円とする。 (2) バス借上料は、次のいずれかとする。 ①日帰りで実施するときは、1日分の実費とする。 ②補助事業者が小中学生の健康を考慮して宿泊での実施が適当であると判断し、知事が適当と認めるときは、2日分の実費とする。ただし、2泊以上で実施し、尾瀬及び芳ヶ平で体験活動を実施するために要する2日分の実費が、やむを得ない事情により算出できないときは、知事が別に定めるバス1台当たりの2日分相当額（上限）にバス台数を乗じた額とする。 ③補助事業者が②以外の理由により宿泊で実施するときは、1日分の実費とする。ただし、尾瀬及び芳ヶ平で体験活動を実施するために要する1日分の実費が、やむを得ない事情により算出できないときは、知事が別に定めるバス1台当たりの1日分相当額（上限）にバス台数を乗じた額とする。 (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、尾瀬山小屋組合に加入している山小屋に宿泊して2日以上尾瀬で体験活動を実施する場合は、次により算出した額の合計額とする。 ①ガイド料は、ガイド1名当たり46,000円とする。 ②バス借上料は、2日分の実費とする。 ③補助対象経費(4)の経費には、ガイドの宿泊代1泊分の実費（室料及び朝夕食代）を含むものとする。 (4) キャンセル料は、天候、天災その他のやむを得ない理由により、事業を中止した場合に限る。

	補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助金額（補助率及び補助限度額）
補助事業者の主たる所在地が群馬県外にある場合	小中学生を対象に実施する次のいずれにも該当する事業とする。 (1) 小中学校等又は社会教育関係団体が実施するものであること。 (2) 小中学校等が実施する場合は、実社会での課題解決に生かす教科横断的なSTEAM教育を実践するものであり、社会教育関係団体が実施する場合は、実社会での課題の解決策について主体的に考える活動を実施するものであること。 (3) 次のいずれかの対象地域において、1グループ当たりの小中学生の数が概ね8名程度である各グループに、一定の要件を有するガイド（以下「ガイド」という。）を帯同して自然の中で体験活動を行うものであること。ただし、1グループ当たりの小中学生の数は、ガイドが確保できない等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。 ①尾瀬国立公園（以下「尾瀬」という。） ②芳ヶ平湿地群（以下「芳ヶ平」という。） (4) ガイドによる事前学習を実施するものであること。 (5) 学習成果を外部へ広く発信するものであること。 (6) 尾瀬山小屋組合に加入している山小屋又は群馬県立の青少年自然の家に1泊以上宿泊するものであること。	補助対象事業を実施する次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 小中学校等 (2) 学校法人及び国立大学法人 (3) 社会教育関係団体	補助対象事業(3)及び(4)の実施に要する次の経費とする。 (1) ガイド料（ガイドによるオンラインでの事前学習経費等を含む。） (2) 上記(1)のキャンセル料 (3) その他知事が必要と認める経費	次により算出した額の合計に2分の1を乗じた額以内とする。 (1) ガイド料は、ガイド1名当たり23,000円とする。 (2) (1)の規定にかかわらず、尾瀬山小屋組合に加入している山小屋に宿泊して2日以上尾瀬で体験活動を実施する場合は、次により算出した額の合計額とする。 ①ガイド料は、ガイド1名当たり46,000円とする。 ②補助対象経費(3)の経費には、ガイドの宿泊代1泊分の実費（室料及び朝夕食代）を含むものとする。 (3) キャンセル料は、天候、天災その他のやむを得ない理由により、事業を中止した場合に限る。

尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱第3条第1項別表の
「知事が別に定める」額

尾瀬

項目 地域	バス1台当たりの1日分相当額		バス1台当たりの2日分相当額	
	小型車 (出発地) (円)	大型車 (出発地) (円)	小型車 (出発地) (円)	大型車 (出発地) (円)
前橋市	90,000	130,000	110,000	150,000
伊勢崎市	100,000	140,000	120,000	160,000
玉村町	90,000	130,000	110,000	150,000
渋川市	90,000	120,000	110,000	140,000
榛東村	90,000	130,000	110,000	150,000
吉岡町	90,000	120,000	110,000	140,000
高崎市	100,000	130,000	120,000	150,000
安中市	100,000	150,000	120,000	170,000
藤岡市	110,000	150,000	130,000	170,000
上野村	120,000	170,000	140,000	190,000
神流町	110,000	160,000	130,000	180,000
富岡市	110,000	160,000	130,000	180,000
下仁田町	110,000	160,000	130,000	180,000
南牧村	120,000	170,000	140,000	190,000
甘楽町	110,000	150,000	130,000	170,000
中之条町	100,000	140,000	120,000	160,000
長野原町	100,000	150,000	120,000	170,000
嬭恋村	110,000	150,000	130,000	170,000
草津町	110,000	150,000	130,000	170,000
高山村	80,000	120,000	100,000	140,000
東吾妻町	90,000	120,000	110,000	140,000
沼田市	70,000	100,000	90,000	120,000
片品村	60,000	90,000	80,000	110,000
川場村	70,000	100,000	90,000	120,000
昭和村	70,000	100,000	90,000	120,000
みなかみ町	80,000	120,000	100,000	140,000
太田市	100,000	150,000	120,000	170,000
桐生市	90,000	130,000	110,000	150,000
みどり市	90,000	130,000	110,000	150,000
館林市	120,000	170,000	140,000	190,000
板倉町	120,000	180,000	140,000	200,000
明和町	120,000	170,000	140,000	190,000
千代田町	120,000	170,000	140,000	190,000
大泉町	120,000	170,000	140,000	190,000
邑楽町	120,000	170,000	140,000	190,000

(注1) 「小型車」「大型車」とは道路運送法第9条の2第2項に基づく「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日関東運輸局長告示）」上の車種区分を指す。

【大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上】

【小型車：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下】

(注2) 「宿泊での実施が適当である小中学校等又は社会教育関係団体」の適用については、個別に協議して決定する。

(注3) 各金額には、有料道路使用料、駐車料金を含む。

芳ヶ平

項目 地域	バス 1 台当たりの 1 日分相当額		バス 1 台当たりの 2 日分相当額	
	小型車 (出発地) (円)	大型車 (出発地) (円)	小型車 (出発地) (円)	大型車 (出発地) (円)
前 橋 市	90,000	120,000	110,000	140,000
伊勢崎市	90,000	130,000	110,000	150,000
玉 村 町	90,000	130,000	110,000	150,000
渋 川 市	80,000	110,000	100,000	130,000
榛 東 村	80,000	120,000	100,000	140,000
吉 岡 町	80,000	120,000	100,000	140,000
高 崎 市	90,000	120,000	110,000	140,000
安 中 市	80,000	120,000	100,000	140,000
藤 岡 市	90,000	130,000	110,000	150,000
上 野 村	100,000	140,000	120,000	160,000
神 流 町	110,000	150,000	130,000	170,000
富 岡 市	90,000	120,000	110,000	140,000
下仁田町	90,000	120,000	110,000	140,000
南 牧 村	100,000	140,000	120,000	160,000
甘 楽 町	100,000	140,000	120,000	160,000
中之条町	70,000	100,000	90,000	120,000
長野原町	60,000	90,000	80,000	110,000
嬬 恋 村	60,000	90,000	80,000	110,000
草 津 町	60,000	80,000	80,000	100,000
高 山 村	80,000	110,000	100,000	130,000
東吾妻町	80,000	110,000	100,000	130,000
沼 田 市	80,000	110,000	100,000	130,000
片 品 村	100,000	140,000	120,000	160,000
川 場 村	100,000	140,000	120,000	160,000
昭 和 村	80,000	120,000	100,000	140,000
みなかみ町	80,000	120,000	100,000	140,000
太 田 市	100,000	150,000	120,000	170,000
桐 生 市	100,000	150,000	120,000	170,000
みどり市	110,000	150,000	130,000	170,000
館 林 市	110,000	160,000	130,000	180,000
板 倉 町	130,000	190,000	150,000	210,000
明 和 町	130,000	180,000	150,000	200,000
千代田町	120,000	180,000	140,000	200,000
大 泉 町	120,000	180,000	140,000	200,000
邑 楽 町	120,000	180,000	140,000	200,000

様式第 1 号（第 4 条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付申請書

令和 年度尾瀬ネイチャーラーニング補助金について、尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

【共通】

- ・尾瀬ネイチャーラーニング事業計画書（別紙 1－1 又は別紙 1－2）
- ・学習成果発信計画書（任意様式）

【補助事業者の主たる所在地が群馬県内にある場合】

- ・「ぐんま 5 つのゼロ宣言」計画書（任意様式）

担当者氏名

連絡先（電話番号）

（文書番号）

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

尾瀬ネイチャーラーニング補助金事前着手届出

令和 年 月 日付けで申請した下記事業について、補助金交付決定前に着手したいので、尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱第5条の規定により届出します。

なお、本件について交付決定がされない場合又は交付決定を受けた補助金額が申請額に満たない場合においても、異義を申し立てません。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 着手（予定）年月日
- 3 事前着手を必要とする理由

担当者氏名
連絡先（電話番号）

（文書番号）

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

尾瀬ネイチャーラーニング補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け群馬県指令自環第 号で交付決定のあった標記補助事業について下記のとおり計画を変更（中止、廃止）したいので承認されたく、尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

なお、その他については申請書記載のとおりです。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

（注）補助金交付申請書に添付した別紙1－1又は別紙1－2「尾瀬ネイチャーラーニング事業計画書」に準じて変更事項についてのみ作成することとし、変更に係る部分について、変更前を括弧書きで上段に記載のこと。

担当者氏名

連絡先（電話番号）

様式第4号（第9条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

尾瀬ネイチャーラーニング補助金実績報告書

令和 年 月 日付け群馬県指令自環第 号で交付決定のあった標記補助事業を完了したので、尾瀬ネイチャーラーニング補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- ・尾瀬ネイチャーラーニング事業実施状況表（別紙2－1又は別紙2－2）

※補助金振込先 金融機関名・支店名

口座種別

口座番号

フリガナ

口座名義

担当者氏名

連絡先（電話番号）

尾瀬ネイチャーラーニング事業計画書

補助事業者名												補助率												Y 補助金額（円）											
A	B	C										D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X			
NO.	学校名 又は 団体名	参加者数										ガイド 必要数	実施 期日	宿泊で実施 する場合の 実施期間	バス費用										ガイド料	その他費用		補助対象 経費合計							
		小中学生						教 職 員	そ の 他	ク ラ ス 数	小型車				大型車		有 料 道 路 使 用 料 金	駐 車 料 金	計	定額補助（宿泊）			バス費用	その他費 用		内 容									
		小学生			中学生						台 数				借 上 料	台 数				借 上 料	定額 補助額	バス費用													
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年																				1 年		2 年	3 年	計				
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)					
1																																			
2																																			
3																																			
4																																			
5																																			
6																																			
7																																			
8																																			
9																																			
10																																			
11																																			
12																																			
13																																			
14																																			
15																																			
16																																			
17																																			
18																																			
19																																			
20																																			
	合計																																		

※添付書類
見積書の写し（ガイド料除く）

※記載上の注意

補助率：2分の1（補助事業者が主として所在する市町村が、当該年度の12月31日までに「ぐんま5つのゼロ宣言」を行ったか、又は行う予定のときは、3分の2）

G欄：児童生徒数の合計を8で除した数値（小数点以下切り上げ）を記載して下さい。

ただし、グループ編成の都合などからガイド数の増減が必要なときは、それを踏まえた数値を記載して下さい。

H欄：実施する期日を記載して下さい。宿泊で実施するときは、ガイドが帯同する期日を記載して下さい。

I欄：日帰りで実施する場合は記載不要です。

J欄：尾瀬山小屋組合に加入している山小屋に宿泊するときは、ガイドが帯同する日数（1日又は2日）を記載して下さい。

K欄・M欄：ガイドが乗車することを前提にバスの必要台数を計算して下さい。

L欄・N欄・O欄・P欄：見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税含む）を記載して下さい。

P欄：鳩待峠、戸倉、大清水又は草津白根パークサービスセンターの駐車料金を記載して下さい。

Q欄：L欄＋N欄＋O欄＋P欄です。

R欄：宿泊で実施するときで、要綱第3条第1項別表の「知事が別に定める」額を適用するときにバス台数を記載して下さい。ガイドが乗車することを前提にバスの必要台数を計算して下さい。

S欄：宿泊で実施するときで、要綱第3条第1項別表の「知事が別に定める」額を適用するときに、バス台数×「知事が別に定める」額を記載して下さい。

T欄：Q欄と同額です。ただし、要綱第3条第1項別表の「知事が別に定める」額を適用するときはS欄と同額です。

U欄：G欄×23,000円（ガイド1名当たりのガイド料）です。ただし、J欄が「2日」のとき46,000円（ガイド1名当たりの2日分のガイド料）です。

V欄：キャンセル料・要綱第3条第1項別表の「知事が必要と認める経費」を記載します。「知事が必要と認める経費」は、個別に協議して決定します。

W欄：V欄の費用の内容を記載して下さい。

X欄：T欄＋U欄＋V欄です。

Y欄：X欄に補助率を乗じた金額（千円未満切り捨て）です。

※バス費用補助額について（第3条第1項別表関係）

実施区分		補助対象経費			ここでいう「小型車」「大型車」とは、道路運送法第9条の2第2項に基づく「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（令和5年8月25日関東運輸局長告示）」上の車種区分を指す。 【大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上】 【小型車：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下】 【（参考）中型車：大型車、小型車以外のもの】
		バス借上料	有料道路使用料金	駐車料金	
区分1	学校又は団体が日帰りで実施	実費	実費	実費	（バス会社等によっては、「小型車」を更に「小型バス」「中型バス」等に細別するときもあるので留意する。「中型車」のときは、「大型車」の欄に記入する。） ※バスの乗り換えについて 学校等から大型バス等に来て、戸倉で小型バスに乗り換えた場合、乗り換えた後のバス代や車両運賃等は補助対象外です。
区分2	補助事業者が学校又は団体の小中学生の健康を考慮して1泊で実施	実費	実費	実費	
区分3	学校又は団体が尾瀬山小屋組合に加入している山小屋に宿泊して実施	2日分の実費			
区分4	学校又は団体が区分2以外の理由により宿泊で実施	尾瀬及び芳ヶ平で環境学習を実施する1日分の実費			
		やむを得ない事情により尾瀬及び芳ヶ平で環境学習を実施するために要する1日分の実費が算出できないときは、定額（知事が別に定めるバス1台当たりの1日分相当額にバス台数を乗じた額）			
区分5	区分2に該当する学校又は団体が2泊以上で実施	2日分の実費			
		やむを得ない事情により尾瀬及び芳ヶ平で環境学習を実施するために要する2日分の実費が算出できないときは、定額（知事が別に定めるバス1台当たりの2日分相当額にバス台数を乗じた額）			

尾瀬ネイチャーラーニング事業計画書

（尾瀬 ・ 芳ヶ平）

補助事業者名		○										補助金額 (円)										
A	B	C										D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
NO.	学校名 又は 団体名	参加者数										教 職 員 計	そ の 他	ク ラ ス 数	ガ イ ド 必 要 数	実施期間	ガイド実施期日	尾瀬山小屋組 合に加入して いる山小屋に 宿泊する場合 のガイド希望 日数（１日又 は２日）	ガイド料 (円)	その他費用		補助対象経費 合計 (円)
		小中学生																		その他費用 (円)	内容	
		小学生			中学生																	
		1 年 (人)	2 年 (人)	3 年 (人)	4 年 (人)	5 年 (人)	6 年 (人)	1 年 (人)	2 年 (人)	3 年 (人)												
1														～	～							
2														～	～							
3														～	～							
4														～	～							
5														～	～							
6														～	～							
7														～	～							
8														～	～							
9														～	～							
10														～	～							
11														～	～							
12														～	～							
13														～	～							
14														～	～							
15														～	～							
16														～	～							
17														～	～							
18														～	～							
19														～	～							
20														～	～							
合計																						

※記載上の注意

G欄：児童生徒数の合計を8で除した数値（小数点以下切り上げ）を記載してください。

ただし、グループ編成の都合等からガイド数の増減が必要なときは、それを踏まえた数値を記載してください。

H欄：体験活動を実施する期間を記載してください。

I欄：ガイドを帯同して体験活動を実施する期日を記載してください。

J欄：尾瀬山小屋組合に加入している山小屋に宿泊するときは、ガイドが帯同する日数（１日又は２日）を記載してください。

K欄：G欄×23,000円（ガイド１名当たりのガイド料）です。ただし、J欄が「２日」のとき46,000円（ガイド１名当たりの２日分のガイド料）です。

L欄：キャンセル料・要綱第3条第1項別表の「知事が必要と認める経費」を記載します。「知事が必要と認める経費」は、個別に協議して決定します。

M欄：L欄の費用の内容を記載して下さい。

N欄：K欄＋L欄です。

O欄：N欄に補助率（2分の1）を乗じた金額（千円未満切り捨て）です。

尾瀬ネイチャーラーニング事業実施状況表

①	②	③	④	⑤	⑥															補助事業者名			
総事業費	補助対象経費支出額	補助対象経費支出予定額	補助基本額	補助金所要額	補助金支払い請求額																		
(円)	(円)	(円)	※②と③を比較して少ない方の額 (円)	※④×補助率（千円未満切り捨て） (円)	※⑤の額を記載 (円)																		
																				補助率			

A	B	C						D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X					
NO.	学校名 又は 団体名	参加者数												教職員 その他	クラス数	ガイド 必要数	実施 期日	宿泊で実施 した場合の 実施期間	尾瀬山小屋 組合に加入 している山 小屋に宿泊 した場合の ガイド日数 （１日又は ２日）	バス費用										ガイド料	その他費用		補助対象経費 合計 (円)
		小中学生						小型車		大型車		有料 道路 使用 料金	駐車 料金							計	定額補助(宿泊)			バス費用	その他 費用	内容							
		小学生			中学生			台数	借上料	台数	借上料										大型車	小型車	定額 補助額										
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年																				1 年	2 年	3 年		計	その他	
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)					
1													-																				
2													-																				
3													-																				
4													-																				
5													-																				
6													-																				
7													-																				
8													-																				
9													-																				
10													-																				
11													-																				
12													-																				
13													-																				
14													-																				
15													-																				
16													-																				
17													-																				
18													-																				
19													-																				
20													-																				
合計																																	

- ※添付書類
- 1 請求書等の写し（領収書等、支出の状況が分かる資料）
 - 2 各学校又は団体ごとの行程の概要が分かる資料（A 4 版）
 - 3 各学校又は団体ごとの学習成果の発信についての概要が分かる資料

※記載上の注意

①欄：当該市町村、学校法人又は団体が尾瀬ネイチャーラーニング事業に関して支出した総額を記載して下さい。

②欄：X欄の合計額を記載してください。

③欄：交付申請時の「尾瀬ネイチャーラーニング事業計画書」（変更交付申請を行っているときはその事業計画書）のX欄の合計額を記載してください。

C～E欄：参加した人数を記載して下さい。

G欄：帯同したガイドの人数を記載して下さい。

H欄：実施した期日を記載して下さい。宿泊で実施したときは、ガイドが帯同した期日を記載して下さい。

I欄：日帰りで実施した学校は記載不要です。

J欄：尾瀬山小屋組合に加入している山小屋に宿泊したときは、ガイドが帯同した日数（1日又は2日）を記載して下さい。

L欄・N欄・O欄・P欄：請求書に記載された金額（消費税及び地方消費税含む）を記載して下さい。

Q欄：L欄＋N欄＋O欄＋P欄です。

R欄：宿泊で実施したときで、要綱第3条第1項別表の「知事が別に定める」額を適用したときのバス台数を記載して下さい。

S欄：宿泊で実施したときで、要綱第3条第1項別表の「知事が別に定める」額を適用したときの、バス台数×「知事が別に定める」額を記載して下さい。

T欄：Q欄と同額です。ただし、要綱第3条第1項別表の「知事が別に定める」額を適用したときはS欄と同額です。

U欄：G欄×23,000円（ガイド1名当たりのガイド料）です。ただし、J欄が「2日」のとき46,000円（ガイド1名当たりの2日分のガイド料）です。

V欄：要綱第3条第1項別表の「知事が必要と認める経費」を記載します。

W欄：V欄の費用の内容を記載して下さい。

X欄：T欄＋U欄＋V欄です。

尾瀬ネイチャーラーニング事業実施状況表

補助事業者名	
--------	--

①	②	③	④	⑤	⑥
総事業費	補助対象経費支出額	補助対象経費支出予定額	補助基本額	補助金所要額	補助金支払い請求額
(円)	(円)	(円)	※②と③を比較して少ない方の額 (円)	※④×補助率（千円未満切り捨て） (円)	※⑤の額を記載 (円)

A	B		C									D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
NO.	学校名 又は 団体名		参加者数												ガイド 必要数 (人)	実施期間	ガイド実施期日	尾瀬山小屋組合に加入して いる山小屋に 宿泊した場合 のガイド日数 (1日又は2 日)	ガイド料 (円)	その他費用		補助対象経費 合計 (円)
			小中学生									教 職 員 計 (人)	そ の 他 (人)	ク ラ ス 数 (人)						そ の 他 費用 (円)	内 容	
			小学生						中学生													
			1 年 (人)	2 年 (人)	3 年 (人)	4 年 (人)	5 年 (人)	6 年 (人)	1 年 (人)	2 年 (人)	3 年 (人)											
1														～	～							
2														～	～							
3														～	～							
4														～	～							
5														～	～							
6														～	～							
7														～	～							
8														～	～							
9														～	～							
10														～	～							
11														～	～							
12														～	～							
13														～	～							
14														～	～							
15														～	～							
16														～	～							
17														～	～							
18														～	～							
19														～	～							
20														～	～							
	合計																					

※添付書類

- 1 請求書等の写し（領収書等、支出の状況が分かる資料）
- 2 各学校又は団体ごとの行程の概要が分かる資料（Ａ４版）
- 3 各学校又は団体ごとの学習成果の発信についての概要が分かる資料

※記載上の注意

①欄：当該市町村、学校法人又は団体が尾瀬ネイチャーラーニング事業に関して支出した総額を記載してください。

②欄：N欄の合計額を記載してください。

③欄：交付申請時の「尾瀬ネイチャーラーニング事業計画書」（変更交付申請を行っているときはその事業計画書）のN欄の合計額を記載してください。

C～E欄：参加した人数を記載してください。

G欄：帯同したガイドの人数を記載してください。

H欄：実施した期日を記載してください。

I欄：ガイドを帯同して体験活動を実施した期日を記載してください。

J欄：尾瀬山小屋組合に加入している山小屋に宿泊したときは、ガイドが帯同した日数（1日又は2日）を記載して下さい。

K欄：G欄×23,000円（ガイド1名当たりのガイド料）です。ただし、J欄が「2日」のとき46,000円（ガイド1名当たりの2日分のガイド料）です。

L欄：要綱第3条第1項別表の「知事が必要と認める経費」を記載します。

M欄：L欄の費用の内容を記載してください。

N欄：K欄＋L欄です。